明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○放送法第百四十条第一項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定を行い、同条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（総務三九八）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　五一
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三

## 告示

**○総務省告示第三百九十八号**

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定を行い、同条第六項及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月十九日

総務大臣　樽床　伸二

一　有線テレビジョン放送事業者の指定

| 指定再放送事業者の氏名又は名称 | 指定番号 | 指定の年月日 | 指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域 |
|---|---|---|---|
| 一関市 | 第TH00079―001002号 | 平成二十四年二月八日 | 岩手県一関市（旧藤沢町に限る。） |
| ムーンアイランドタワー管理組合 | 第KT02013―0380号 | 平成二十四年一月三十日 | 東京都中央区（月島ムーンアイランドタワー） |
| 売木村 | 第SE00084―00070号 | 平成二十四年一月十三日 | 長野県下伊那郡売木村 |

二　有線テレビジョン放送事業者の指定の変更

1　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

| 変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称 | 指定番号 | 指定の変更の年月日 | 指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ジェイコムイースト | 第KT01066―0165号 | 平成二十四年一月十一日及び平成二十四年一月三十日 | 宮城県仙台市青葉区、仙台市宮城野区、仙台市若林区、仙台市泉区、黒川郡大和町、黒川郡富谷町<br>群馬県前橋市（旧前橋市の区域に限る。）、高崎市（旧高崎市の区域に限る。）、伊勢崎市（旧伊勢崎市の区域に限る。）、渋川市（旧渋川市（有馬、行幸田）、藤岡市（旧藤岡市の区域に限る。）、安中市（東上秋間地区安中榛名駅前ニュータウン）<br>埼玉県新座市（野寺４）<br>千葉県野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市（白井、根、復、河原子、折立、木、神々廻、中、冨士、名内、富塚、西白井４丁目の各一部）<br>東京都世田谷区、板橋区、江戸川区、三鷹市（大沢、新川、中原、野崎、北野）、調布市、町田市、小平市、狛江市（西野川）、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市（旧田無市、旧保谷市の区域に限る。）<br>神奈川県横浜市西区、横浜市中区、横浜市南区、横浜市磯子区、横浜市瀬谷区、横浜市青葉区（奈良町、奈良１～５丁目、緑山）、川崎市多摩区、川崎市麻生区、相模原市緑区、相模原市中央区、相模原市南区、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡愛川町（春日台１～５丁目の各全域、角田、中津、棚澤の各一部） |

○　○　▷